

別記様式第7号別紙2（第4条関係）

#### 板倉町移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

板倉町は、板倉町移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、板倉町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、板倉町は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。